

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午後1時30分～午後3時50分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員12人

| | | | | |
|---|---|-----|----|---------|
| 会 | 長 | 山 | 本 | 淳 (14番) |
| 委 | 員 | 1番 | 福石 | 幸生 |
| | | 2番 | 大森 | 正良 |
| | | 3番 | 上田 | 陽一 |
| | | 4番 | 藪内 | 孝博 |
| | | 6番 | 米村 | 進司 |
| | | 8番 | 寺尾 | 孝則 |
| | | 9番 | 岸本 | 利博 |
| | | 10番 | 賀山 | 圭子 |
| | | 11番 | 北村 | 凱男 |
| | | 12番 | 山本 | 一美 |
| | | 13番 | 飯野 | 幸義 |

●農地利用最適化推進委員5人

| | | | |
|--|-----|----|-----|
| | 15番 | 横田 | 光男 |
| | 17番 | 河本 | 俊一郎 |
| | 18番 | 小谷 | 幸次 |
| | 19番 | 藪田 | 俊博 |
| | 20番 | 上田 | 芳夫 |

4. 欠席委員 (3人)

| | | | |
|--|-----|----|----|
| | 5番 | 上根 | 慶万 |
| | 7番 | 濱崎 | 智熙 |
| | 16番 | 宮本 | 裕澄 |

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

| | | | |
|--|-----|----|----|
| | 1番 | 福石 | 幸生 |
| | 13番 | 飯野 | 幸義 |

日程第4 報告事項

①前総会(1月12日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

日程第5 議事

- ①議案第1号 令和2年度農用地利用集積計画第9号について
- ②議案第2号 令和2年度農用地利用配分計画第9号について
- ③議案第3号 令和3年度岩美町農作業標準料金の決定について
- ④議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について

日程第6 その他

- ①人・農地プラン説明会実施状況について
- ②農地、農政部会協議結果報告について
- ③農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員業務マニュアル（案）について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 局長 補佐 | 前田 悟史 |
| 主任 | 西川 恵 |

その他

| | |
|--------------|------|
| 産業建設課 農林係 係長 | 山本裕司 |
| 産業建設課 農林係 主事 | 松田拓也 |

| | |
|----------------|---|
| 事務局 | <p>ただいまから令和2年度第11回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立についてでございますけども、本日の出席委員は14名中11名で、岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>5番の上根委員、7番の濱崎委員、16番の宮本委員からは欠席する旨連絡をいただいておりますし、米村委員につきましてはちょっと1時間遅れるということでお聞きしております。</p> |
| 事務局 会 長 | <p>それでは、会長のほうから挨拶のほうをお願いします。</p> <p>皆さんこんにちは。今日はいい天気ですけれども、最近天候悪化があるので体の調整に苦慮しておりますけども、世の中コロナの感染防止に一生懸命です。でもまあ新しく感染する人が少なくなってきた、緊急事態解除に向けてこれから手続されるんじゃないかなというような雰囲気になっておりますけれど、早く収束するように期待しておるところであります。</p> <p>もうじき春に向けての細目書の提出なり肥料、農薬の注文のシーズンになってきました。それぞれの農業に向けて計画を立てていかないかというふうに思っております。そういう時期ですので、今後ともよろしく願いをいたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議事録署名委員ですけれども、岩美町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員は、議長のほうから指名させていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございます。それでは、13番の飯野委員、それから1番の福石委員さん、よろしくをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、報告事項のほうに入らせていただきます。</p> <p>前総会のでんまつ、農地法第18条第6項の規定による通知、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、事務局のほうから説明なり報告をお願いいたします。</p> |

そうしますと、資料のほうは2ページです。

前総会、1月12日に開催しました1月の総会以降のてんまつです。

1つ目は、農地利用集積計画第8号ということで、12件21筆の申込みについてお諮りしまして、決定いただきましたので、1月15日付で町のほうが農用地利用集積計画を公告しています。

それから2つ目ですけども、農用地利用配分計画第8号ということで、町から意見を求められました農地中間管理事業に係る8件66筆についてお諮りしました。計画について特に意見はありませんでしたので、意見なしという形で1月14日付で町のほうに回答しております。

それから続きまして、3、4ページですが、農地法第18条6項の規定による通知についてということで、今回、賃貸借契約の解約通知を受理したものが6件10筆となっています。1、2番については機構と賃借人両方の分を解約して、こちらについては解約後に、来月また別の方に相対で利用集積を行うということで聞いております。で、後々には3条申請してその方が所有することを考えているということで、今回機構との契約部分を解除するものです。それから、その他につきましては、3番以降については進入路等がなくて、水もあたりにくい等の理由で耕作が難しくなって解約したもの、あとは相対を解約して中間管理機構に合わせて配分されるものとなっております。

それから、3番目ですけども、5ページ、6ページですが、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用についてということで、このたび2件、*****から中継施設等の設置について東部農林事務所長より通知がありました。いわゆる携帯電話の基地局ですけども、こちらについては農地法の施行規則第53条第14号におきまして農地転用許可は不要とされております。事前に県の農地担当部局へ報告することとされており、その分が今回報告があっているものです。

1件目ですけども、設置される場所は岩美町大字蒲生*****、登記地目は田になります。所有者は岩美町蒲生の*****さん、それから届出人は*****、それから面積727平米のうち1.44平米を転用して、高さが約15メートルの携帯電話無線基地局を設置するものです。資料の1のほうに、場所と、設置のイメージ図を添付しておりますのでご覧ください。

それから、2件目のほうですけども、こちらのほうは*****のほうですが、設置される場所は鳥越*****、登記地目は畑です。所有者は岩美町浦富の*****さんで、届出人は*****です。面積287平米のうち12.5平米を転用して、高さは約13メートルの携帯電話の無線基地局を設置するものです。こちら資料1の3ページと4ページのほうに場所と設置のイメージ図のほうをつけておりますので、ご確認ください。

報告は以上になります。

議 長

報告が終わりました。
質問がありましたら挙手お願いします。

1 1 番

1 1 番ですけど、携帯電話のその中継基地の転用は農地法の中でフリーパスになっているんですけど、残地についての管理は誰がするんですか。

事務局

残地については所有者のほうで。その部分だけについてはその携帯基地局が立つので届出人のほうがしますけれども、それ以外は別に変わらないので、畑地でしたら畑地ですし、田でしたら田なので、これまでどおり耕作なり管理なりをしていただくという形になります。

1 1 番

まあ実態としては言われるとおりだけど、現状は全然できてないという意味ですから、残地の草刈りとか農地の管理について。そこらは検証する必要があるんじゃないですか。

事務局

農地パトロールのときに。基本的にはその転用した箇所以外は普通の農地と変わらないので、農地パトロールのときに確認して利用意向調査を出してという形になっていくと思うんですけども。

事務局

あくまでその電気通信事業者は、その面積のとおり、777平米のうち1.44平米を使います。それ以外の部分については基本的には当然地権者が管理すべきものです。ですけども、北村委員さんが言われているように、前からその残地の部分を地権者が管理できてない実例があるってというのは事実ですので、それについて、担当地区の農業委員さんはこういうのができた後のその残地の部分の管理がちゃんとなされているかっていうのを日頃から見えておいていただきたいと事務局は思っております。

今までした分、結構あると思うので、事務局のほうでまとめてですね、その場所を。で担当委員さんのほうにその位置、そういったものを改めてお知らせしてもいいかとは思ってますけど。まあいつまで遡るかというのもございますけど。やっぱり前からこの残地の管理のことは問題になっていますので、当然、先ほど西川が言ったように利用状況調査のほうでちゃんと耕作されてないようであれば当然上がってくることはありますけども、これについてはまたその分だけまとめまして皆さんのほうにご提示をさせていただきたいと思います。ということでよろしいでしょうか。

議 長

ってということですけども、どうですか。

(異議なし)

議 長

では、いいですか。議事のほうに入らせていただいて。

議 長

第1号議案に入らせていただきます。

「令和2年度農用地利用集積計画第9号について」、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

今回の農用地利用集積計画で、利用権設定は、8ページに載っていますように7件の設定を求められております。

申出書の一覧のほう8ページですが、上3つが相対で、以降は全て機構への貸付分となっております。

それから、9ページのほうには相対の4筆の各筆明細を掲載しています。

それから、10ページのほうには機構分の各筆明細を載せております。もともと自作地であったものをこのたび中間管理事業へ貸し出すものとなっております。それから、継続という分については管理機構との貸出期限が満了したので、新たに機構へ貸し出すものという形、更新という形になりますが、貸し出すものとなっております。

それから、全て賃借権によるもので4件7筆9,344平米となっております。今回の件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件に該当するものであり、適当であると考えております。

説明は以上となります。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようでございますので、採決のほうをさせていただきます。

議案第1号「令和2年度農用地利用集積計画第9号について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございました。

議 長 それでは、第2号議案「令和2年度農用地利用配分計画第9号について」、事務局のほう説明をお願いいたします。

事務局 今回は12件80筆、4万9,596平米について意見を求められております。14ページから19ページのほうに、このたび配分される筆と配分予定者を色分けした地図を掲載しておりますので、併せてご確認ください。
説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。
それでは、質疑に入りたいと思います。

議 長 それでは、整理番号1番、*****に配分する農地について、質疑を求めます。
質問がある方。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようでしたら、採決のほうをさせていただきます。
整理番号1番の*****の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございました。
2番の*****のほうへの配分について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、採決をさせていただきます。
2番の*****の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございます。
3番、*****の配分について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようでしたら、採決のほうを進めさせていただきます。
3番、*****の配分計画について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございました。
では、5番、*****への配分計画について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。
5番、*****の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。
では、4番、6番から12番の件について一括して質疑を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

では、採決のほうに入らせていただきます。
4番、6番から12番の配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成をしていただきました。

議 長

それでは、3番、「令和3年度岩美町農作業標準料金の決定について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

資料のほう、2番のほうをご覧ください。
1ページ目のほうに令和3年度の岩美町農作業標準料金の案を載せております。今回の発表を受けまして、1月28日に農地部会を開催して、こ

の案について協議を行っております。で、昨年度との変更点等はございません。

次の2ページ目のほうが、東部地区の市町の令和2年度分の料金のうち、岩美町の料金表があるものを拾って掲載しております。右端のほうに各市町の平均値と岩美町のほうの料金の比較を掲載しております。特段に安い、高いというのはないかなというふうになっております。

それから、3ページ目のほうには鳥取県の最低賃金について最新のものを載せておりますが、現在792円ですので、一般農作業等、人件費の絡むものについては最低賃金以上となっております。

説明のほうは以上でございます。

議 長 農地部長さんのほう、何か補足がございましたら。

事務局 補足はないですけど、28日の日に農地部会の中でこの案が議題に上がりまして、令和3年度の賃金、令和2年度と同様の賃金でいくということで意見がまとまりましたので報告しておきます。

議 長 それでは、委員の方の質疑を求めます。
質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決をさせていただきます。
議案第3号「令和3年度岩美町農作業標準料金の決定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認されました。

議 長 それでは、議案第4号のほうに入らせていただきます。
「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について」、事務局のほう説明をお願いします。

事務局 本日、建設課農林係の山本係長と松田主任のほうにも来ていただいておりますので、こちらのほうから説明のほうをさせていただきたいと思いま

す。

農林係

失礼いたします。産業建設課の山本といたします。よろしくお願いいたします。

このたび岩美町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる基本構想につきまして見直しを行おうとするものであります。これは、10年後の農業構想を展望した政策についての目標を明らかにいたしまして、推進の方向性を定めたものとして作成するものであります。

町に先立ちまして、食料・農業・農村基本計画及び県の鳥取県農業経営基盤強化基本方針というものが見直しをされておりまして、その方向性に準じた内容の見直しとなっております。詳しい内容につきましては、担当の松田のほうから説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

農林係

産業建設課農林係の松田と申します。

では、早速説明をさせていただきたいと思っております。

説明に使用するのが、今日お配りしている資料3というのと、あと別紙で1枚物の一番上、岩美町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、こちらを使って今日は説明をさせていただきます。

1枚物のほうをご確認ください。

まず最初に、主な改正点と改正の基本的な考え方ということで、山本係長のほうからも説明がありましたが、今回の改正は国、県の方針に沿った内容での改正となっております。

実際何が書いてあるのかというところなんですけど、簡単にご説明させていただきますと、岩美町の今後の農業の施策の方針、目標というようなことが記載されたものとなっております。

簡単に、今回の修正内容について説明しますが、今回大きく変わったのが3点あります。1点目がこの(1)番のところなんですけども、これの主な部分、町の農業の推進方針の変更、記載を修正しておりますというところになります。

資料3のほうなんですけども、開いていただいて、ちょっと飛びますが26ページをお開きください。

新旧対照表ということで、今回改正した後のものが左側、それから改正する前のものが右側となっております。これが最後の107ページまで続くんなんですけども、かいつまんで説明させていただくと、まず岩美町の農業としましては、26ページの最初のあたりになるんですけども、水稻中心で皆さんも耕作されておると思うんですけども、かつ露地だったり施設野菜、果樹だったりとかそういったもの、あと飼料作物なんかを作っておられる方が多いというところの中で、今後の目標としましては基本的には

ある程度そのままといいますか、またちょっと後で説明するんですけども、水稻が中心にはなってくると思うんですけども、ある程度高収益作物、野菜だったりとかっていうふうな作物の転換、転作を推進していけたらというように考えているところです。

といいますのが、昨今の米の需要が減っているということで、皆さんよくご存じだと思うんですが、来年度、またこれからもそうですけども需要が減ってきている中で米の価格がどうなっていくか分からんというところがやっぱりあるので、ある程度、その米を全くやめましょうというところまではなかなか厳しいということがあります。なので、複合経営であったり水稻プラスアルファで何か、そういった方法で経営をしていただくことでリスク分散を考えていただけたらなというように思い、このような目標を出させていただきます。

それから、担い手の方に町としては農地を守っていただく、担い手の方に集積していくということの中で、そのやり方、方法についてなんですけども、今度は28、29ページの上のほうですかね、人・農地プランのほうで取組を進めていくということとの話合いの中で担い手を決めていただいて、その方に集積を進めていくというような方法です。具体的に、特に個人の方に関しては以前から中間管理機構を使って集積を進めていただいとるところかと思いますが、引き続き集積を進めていただくとと、あと集落形態、集落組織の方についてですが、なかなか農業者、皆さんもそうですが、高齢化による後継者不足というところもあり、今後5年はまあまだ大丈夫ということもあるかも分らんですけど、10年、20年と先まで見ていった中で、なかなか続けていけるのかどうなのかが出てくるかと思えます。そういったこともあるので、組織形態の発展もですが、維持を行っていくというところも町として力を入れて推進していけたらなというように考えております。

それから新就農者についてですが、これが31ページのあたりですかね、下の7番のところなんですけども、岩美町新規就農者数ですけども、25年から30年の間に2名、30年の就農者が最後で、現在3年目で頑張っておられる方が1名おられまして、なかなか新たに人材が確保できていないということが現状にはなっておりますが、新規就農者の確保というところでこれからも継続して力を入れていきたいということと、あと係として課として検討しておりますのが、なかなか受入れ、就農の相談があった際にどのようにその方を就農につなげていけるかというようなところが整理ができていないところなので、今後はそういったところを整理して受入れ体制を整えて、新規就農者の確保につなげていけるようにというように考えております。

そういったところが町の農業の推進方針というところで、ルール改正を行っております。

それから、お配りした1枚物の(2)のところですけども、目指すべき農業構造の将来展望の再検証、見直しということで、今度は具体的な数字も変更させていただいております。

資料3のほうの60ページをお開きください。

これは新しいものになっておりまして、62ページが以前の平成26年に作ったものになります。数字が変わっております。基本的に現状というところは現時点での数字を拾って積み上げたものを載せておりまして、10年後の数字は基本的には県の方針に沿ってというところと、ある程度その見込みを立てて出した数字になっておりますが、簡単に上からいきますと、総農家数と耕地面積のところは現状を出しまして、それから県の減少率を流用して減らしております。その下ですけども、個別経営体のほうは191ヘクタール、これは認定農業者と基本構想水準の到達者の方の全部の合計面積191ヘクタールとなっております。これは認定農業者の方はもちろん、基本構想水準到達者というのが、お配りした1枚物の2番の各指標についてというところに書いてるんですけども、基本構想の中に基準となる数字、町内での農業を担う方が、基本的には認定農業者になっていただく方の基準みたいなものなんですけども、これが一応岩美町では年間の農業所得としておおむね360万円というようにしております。この数字を基に、その基本構想の水準到達者というのはこの360万円におおむね到達している方が含まれております。基本構想水準到達者と認定農業者で合わせて191ヘクタールというようになっております。それから、組織経営体ですが、こちらが集落営農組織で販売などを行っておられるところの合計の数字になっております。それから、準経営体といたしまして、こちらが新規就農者、現在30年に就農された方が1名と、あと人・農地プランに位置づける中心経営体ということで38経営体、合計すると90ヘクタールで、個別経営体と組織経営体と全て合わせると433ヘクタールということで、現在の集積率としては大体50%ぐらい、49.3%というところから、今後10年後には集積を進めていただきまして513ヘクタールというところまで持っていけたらなというように考えております。

それから、33ページの下のところから次のページにかけてですけども、岩美町内及び近隣の市町村で実際に経営しておられる方の営農類型を載せております。最初のほうに水稻中心でということで話をさせていただいたとおり、水稻を軸とした営農類型をちょっと多めに載せさせていただいております。ちょっとここが県の方針では野菜、高収益作物中心の類型が多かったんですけども、岩美町としてはこのような水稻中心の基本類型とさせていただきます。

それから、最後になりますけども、主な変更点の3つ目ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正等に伴う変更ということで、

農地利用集積円滑化事業の廃止に係る記載修正ということで、この農地利用集積円滑化事業に関する書きぶりになつるところを全て削除しております。48ページから57ページまでのところは削除になっております。またご確認ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

1番

大きな変更点ってありますか。

農林係

多分一番大きな変更点は、その円滑化事業の廃止というところじゃないかなと思います。町の方針は、その水稻からの転換をというところも説明したんですけども、実際書きぶりとしては前からそういう書きぶりにはなっていたんで、大きな変更点としてはその円滑化事業の廃止、そこになるんじゃないかなと。

1番

分かりました。

11番

20年前の基本構想って書いとったけどもな、代わり映えしとらんな、全然。どういう方向に農業転換させようと思って。この構想、町長は見ておられるのか。

農林係

一応1回は通してもらう。

11番

それで思うのは、農業委員会は、いろんな事業にちょっとずつ取り組んで、各村や地域を、その荒廃農地を守らんといけんって一生懸命になっているんだけど、肝腎な地元が動いていない。特に小田の荒金、院内あそこの荒廃農地を見てみると、せっかく国の事業が入つとるのに、交付金が何も使われていないような実態がある。多面的、中山間をはじめとして、農地の保全管理という協定書は守られて、本当に活用されているっていう地域がごく僅かしかない。それも農業委員に任せるいうか。

農林係

多面と中山間につきましては、その基準との活動、予算といいますか、国の予算をもらって支援をしているところではあるんですけども、なかなか地元のその地域の農地を守っていく範囲っていうのが、やっぱり人手が少ないっていうこともあります。特に奥のほう、山側のほうなんかは結構それが苦慮しているというところもあって、やっぱり年々縮小傾向にあるっていうのは事実です。そういったところを何とか持ちこたえてくださいっていうことで町としてはお願いはしているところではあるんですけども、

もうよう守りせんっていうところも、地元のほうもそういったことを言われるとなかなか無理にっていうのも言えないということも現実であるっていうことはご理解いただきたいと思います。

議長 農業委員会の意見を求めますってあったから何か書かにゃいけないのかな。

事務局 意見書を出さないといけない。

議長 今意見が出たようなやつを、また意見書として提出するかどうかの判断はまたせにゃいけませんけどね。そのような皆さんの意見をどうまとめるかっていうものが我々の仕事になるんだろうけど。

3番 この資料3を見せていただいて、いろいろ更新して、指針はいろいろ変わっていきっていると思うんですよ。で、この町、県、国の指針というものと我々実際この指針に基づいて対応している場合もあるし、自分のペースで行く場合もあると思うんですけど、常にこの指針はずっと平成6年、7年、14年、18年、ずっと何年ごとかの指針に対して実際の指針についての動きと違っているのは当然出ると思うんですけど、みんなが県や町が旗を振ったってついて来るわけだけじゃないと、現実的に。自分の考えじゃという人もおるし、それを参考にしようかなという方もおられると思うんですけど、この指針との違い、すれ違いというのは当然あると思うんですけど。

要するにこの作ってもらった指針というのが何回もあったでしょう。それと実際との差というべきか、水稻作るなどいっても作る者もいるし、野菜作れっていってもあさって向いてる人もいるし。

農林係 これ自体が義務っていうか、こうしていただきっていうことではないんで、あくまでこういう方向で町は支援とかしていきますということなんで、実際今上田さんが言っておられたように野菜もなかなか厳しかったりすると思うんで、まあ地元で話ししてもらって進めていってもらったらいんじゃないかなと思いますけど。

3番 何点か質問。わしらも小さい法人なんですけど、いろいろやってみろっちゅうことは十分分かるんですけど、一番安定するのが水稻なんですよ。ほかは、県や町やらが野菜作りなんせえ、これがええですけえっていうても全然その案にはついてこないんですよ。笛を吹いたって誰もついてこないと思うんですよ、今まで。勢いでやったっていけんし、やっぱり結果がついてこないことには長続きせんもんなんですよ。交付金や補助金だけを頼

りにしとるわけにはいかんですし、やっぱり次につなげようと思ったときには、その後の者がついてこないとなかなか、何ぼ旗を振ってもらってもちょっと二の足を踏みそうな、個人的にはですよ。いろいろ取組を見てもやっぱり駄目なんです。自信がない、現実には。

農林係

なかなか難しいことだと思うんですけども、少しでも試してもらって取り組んでもらえたらということでやってもらえたらなど。

議長

まあ意見ですから言ってもらって、またそれなりにまとめることになると思いますけれども。

ほかにご意見。

12番

指針の中に目標金額も設定してある、360万円というのを。結構高度な、今の現状からいったら。このJだ、Iだ、Uだという人を入れていくような取組もしとるんだけど、こんなんにしたって本当に毎年毎年こんだけの人材を確保するんだよっという取組、いろんなことを含めてのね、この古民家の問題も含めて、農地の問題も含めて、やっぱりそういう方針も出していかないと。確かに農業の施策って難しい、岩美町の農業にこの水田がやっぱり、今上田さんが言ったように水稲しかも利益も出てこないしってというのが、まあこれも補助金がついとるけえだけえね。大きな補助金がついとるから水田が、恐らく赤字だと思うんです、水田にしても補助金がなかったら。で野菜部門でもほとんど赤字だけえね、作っても水田の倍以上の手間もかかるとるんです、柵をつけるのに。まあ皆さんもう柵もつけとるじゃろうけど、誠に水田以上に倍の手を取られて、物を作っても単価も安いし補助金も少ないし。岩美町では作りにくい面もあるしね、農地がやっぱりじるとか、中部のほうみたいな畑地というか火山灰みたいな灰じゃあないけね、土が。だけえ、水はけがいいとか、そういうところだったらそういうこともできるだろうけど、岩美町なんかどぶみみたいなどころいっぱいあるけえね。だけえ、なかなかそういう面でも野菜づくりも難しいだろうし。こうやって道の駅の状況を見とつても、人を増やすんじや増やすんじやというてもやっぱり増えてこんし、どういう指導をしているのか分からんけど、やっぱり町としてもそういうもんも向かわなあかんだろうし。何年たつても本当に同じようなメンバーで、年取ったら衰退して、若い者がちょろっと入ってきた、そういう繰り返しのパターンで、もうちょっと本当にどういうことをしていかんやいけんか、農地のこの今の現状を、中山間やれ作ってない農地を本当にいかに戻して活用していくかということ町として取り組んでいかならん。現状維持でいいと思うんよな。現状維持でしていくつちゅうことをやっぱり考えていかんといけんじゃねえかなと思います。

議 長 では、意見をまとめにゃいけんけど。

事務局 異議ありませんでよろしいかどうか。異議があるんだったら、どの部分がいけんって言ってもらわんと意見になりません。それに基づいて、ここを直しなさいって具体的に言われんと直しようがないんで。何となくいけんじゃ何にも意味がない。具体的にないんだったら、おおむね異議ありませんというような形でしか出さざるを得ない。もしも具体的にここがいけんって言われるんだったら言ってください。ここを直してください。まあ細かいことじゃなくてもいいですけどね。

議 長 意見交換の中で、何はともあれ委員会として意見を求められていますので、それはそれで出さにゃいけませんけれども。

事務局 意見は意見として議事録にもちゃんと残りますので。ただ、農林係に回答する書面としては異議ありませんというふうにさせてもらってもいいかどうかという。

4 番 この資料についてはこういうふうにしなさいっちゅうことは言えない。

議 長 意見を一応もらわんといけんですけど、意見ありませんでしたっていう話にはならんので。事務局のほうのから一つの考え方というんですか、出し方について話がありましたけれども、まとめて出していいですか。おおむね妥当ですか。それともここをこういうふうに直してくれという話なのかという話で進めている、今の変更点について。

1 番 まああくまで意見ですけども、また何年後に修正されると思うんですけども、結局岩美町だけじゃなくて全国的にですけども担い手の後継者不足というのは様々課題がある中で従来のやり方じゃなくてどっかで誰かがチャレンジしていかんといけんというところも大きくなっていると思うので、今回じゃなくて次回修正といいますか、されるときはそういう部分をもうちよっと大きな部分として取り扱っていただけたらなという意見です。

事務局 おおむね異議はないっていう中で、次の基本構想の改正のときにはもう少し新たな取組を盛り込んだものとしてほしい、岩美町独自の。

1 番 まあそうですね、いわゆるチャレンジする人っていうのをもう少しちょっとちゃんと、役場としての協力の仕方とかもあるんですけども、そうい

うところをもうちょっと広げていったほうがいいんじゃないかなと。

事務局

ちょっと文章今思いつかないので。会長と相談の上、今言われたような岩美町独自の新しい取組を、チャレンジ精神を持ってそういったものを盛り込んでいただきたいというような趣旨のことを書いていくでよろしいですかね、皆さんそれで。

11番

ええですな。

議長

ええご意見がありましたんで、今の案でまとめさせてもらって提出させてもらいますので。

議長

では、そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

では、そういうことで賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成です。

議長

しばらく休憩します。

(休憩)

議長

それでは、再開させていただきます。
その他で、事務局のほうからお願いします。

事務局

- ①人・農地プラン説明会実施状況について
- ②農地、農政部会協議結果報告について
- ③農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員業務マニュアル(案)について

議長

今回は3月10日の午後1時半から開催する予定になりますので、よろしくをお願いします。どうもご苦労さまでございました。